十一　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九条、第二十条及び第二十一条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定
十二　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十二条から第六十五条までの規定
十三　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二条、第三十三条及び第三十四条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定
十四　労働者派遣法第四十四条第四項の規定により適用される労働基準法第十八条、第百十九条及び第百二十一条の規定、船員職業安定法第八十九条第七項の規定により適用される船員法第百二十九条から第百三十一条までの規定並びに労働者派遣法第四十五条第七項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第百十九条及び第百二十二条の規定

附則第六条第一項を削り、同条第二項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改め、同項を同条とする。

附則第七条を削る。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第四百二十一号）の項中「第二十三条第一項及び」を削り、「第二条」の下に「第二十三条第一項、同条第二項において準用する同令第一条及び第二条」を加える。

（医療法施行令等の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「地方入国管理局」を「地方出入国在留管理局」に改める。

一　医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条第二項

二　国家公務員宿舎法施行令（昭和三十三年政令第三百四十一号）第二条第一項第一号ロ及び第九条第一号ロ

三　道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第十三条第一項第五号

（住民基本台帳法施行令の一部改正）

第四条　住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十条の三十（見出しを含む。）中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

（小笠原諸島の復帰に伴う村の設置及び現地における行政機関の設置等に関する政令の一部改正）

第五条　小笠原諸島の復帰に伴う村の設置及び現地における行政機関の設置等に関する政令（昭和四十三年政令第二百十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号を次のように改める。

一　地方出入国在留管理局

（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令の一部改正）

第六条　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

別表中「法務省」を「法務省
出入国在留管理庁」に改める。

（重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の関係行政機関を定める政令の一部改正）

第七条　重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の関係行政機関を定める政令（平成十一年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八号を第二十九号とし、第八号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　出入国在留管理庁

（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正）

第八条　武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第三十一号を第三十二号とし、第九号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九　出入国在留管理庁

（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令の一部改正）

第九条　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令（平成二十三年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。

第二条、第三条、第五条及び第六条中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

第七条中「千三百円」を「千六百円」に改める。

（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

第十条　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第四百二十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項を次のように改める。

市町村の長は、改正法附則第二十八条第三項の規定による申請があったときは、法務省令で定めるところにより、当該申請に当たって特別永住者から提示された書類の写しを作成し、当該写しを出入国在留管理庁長官に送付するものとする。

第二十五条の見出し中「附則第三十条第一項等」を「附則第三十条第一項」に改め、同条中「又は改正法附則第三十一条第一項の規定による届出（同条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改め、同条第四号中「又は改正法附則第三十一条第一項の規定による届出のいずれであるかの別」を「であること」に改め、同号ただし書中「又は改正法附則第三十一条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出があった場合」を削り、同条第五号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は改正法附則第三十一条第一項の規定による届出があった場合であって当該届出をした特別永住者が改正法附則第二十九条第三項の規定により特別永住者証明書の交付を受けた日に住居地がないものであったとき」を削る。

第二十七条中「第二十三条第一項及び」及び「及び第二十三条第二項」を削り、「第二条」の下に「第二十三条第一項、同条第二項において準用する特例法施行令第一条及び第二条」を加える。

（新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正）

第十一条　新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第三十号を第三十一号とし、第九号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九　出入国在留管理庁

第二条第七号を次のように改める。

七　地方出入国在留管理局

（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令の一部改正）

第十二条　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第百十九条」の下に「（第一号」を、「第三十七条の規定に係る部分に限る」の下に「。）に係る部分に限る」を、「第百二十条」の下に「（第一号」を、「までの規定に係る部分に限る」の下に「。）に係る部分に限る」を加え、同条第五号中「（昭和二十六年政令第三百十九号）」の下に「第七十一条の三、第七十一条の四、」を加える。

第五条第一項中「地方運輸局長」の下に「（運輸監理部長を含む。次項において同じ。）」を加える。